

令和6年8月

学校コンプライアンス遵守のために

～本校職員としての使命を自覚し、信頼される教職員となるために～

石岡市立小幡小学校長

「コンプライアンス」とは、「法令遵守」と訳されますが、「学校コンプライアンス」は、法令だけでなく社会の規範やルール・マナーを守ることも含まれます。

そこで、全教職員が共通の認識をもち、子供たちが安心して学べる環境づくりに取り組み、児童生徒、保護者、地域社会から信頼される学校となるために、本校では年間を通して研修を行っています。(下表)

本校のコンプライアンス研修計画

日にち	時間	内容	講師
6月6日(木)	職員集会後	ハラスメントに関すること	[5年]
6月27日(木)	職員集会後	盗撮に関すること	[教頭]
7月4日(木)	職員集会後	体罰に関すること	[2年]
9月5日(木)	職員集会後	飲酒運転に関すること	[6年]
10月3日(木)	職員集会後	個人情報に関すること	[養護]
11月7日(木)	職員集会後	交通違反に関すること	[特別支援]
12月5日(木)	職員集会後	不正経理に関すること	[特別支援]

※本校では、不審物等の発見や不審者侵入防止なども含め、学校の施設・設備等に起因する事故を防ぎ、子供たちの安全を確保するために、定期的に全教職員による校舎内外の安全点検を実施しています。